

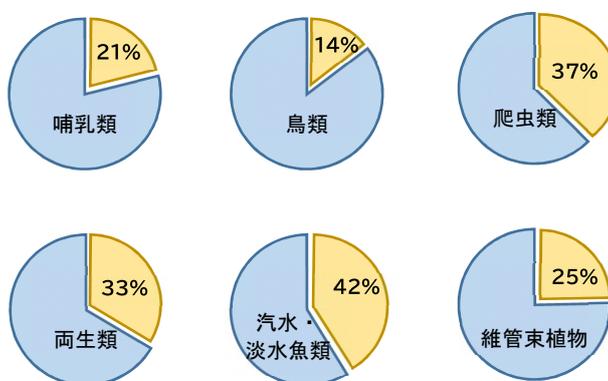
## 4. 環境の現状及び社会情勢

### (1)国内の環境の現状

#### ア. 生物多様性の危機

生物多様性は、森林の伐採や河川の改修等の人間活動によるもの、里山等の自然の手入れ不足による生態系への影響、外来種の日本への持ち込みによる生態系のかく乱、地球環境の変化等、様々な要因により危機に瀕しています。

これらの危機に対し、国や世界規模で様々な対策が講じられていますが、生物種の絶滅や生息・生育地域の縮小をはじめとして、生物多様性の危機は依然として進行しており、対策が求められています。



(出典：環境省HP)

 : 絶滅の恐れのある種類の割合

#### 絶滅の恐れのある日本の野生生物

#### イ. 資源循環

国内では、平成 12 (2000) 年の循環型社会形成推進基本法制定に伴い、資源循環型社会の形成が進みました。

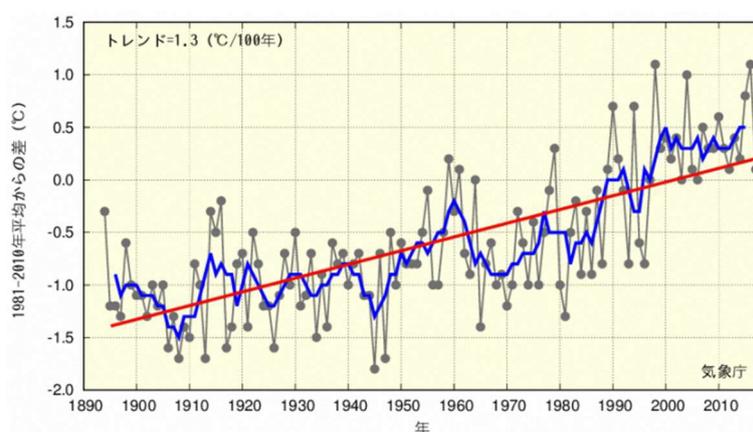
しかし、近年では、ライフサイクル全体での徹底的な「資源循環」を目指すため、分別・リサイクルの継続と2R（発生抑制・再使用）を意識した取り組みや、「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系食品ロスの削減目標を『2030年までに半減（2000年比）』することが明記される等、新しい課題や取り組みも見られるようになっていきます。

## (2)地球規模でみた環境の現状

### ア. 気温の上昇

滋賀県内において、さまざまな要因により気温の上昇が見られます。彦根地方気象台の観測によると、1894年以降、100年あたり約1.3℃のペースで平均気温が上昇しています。

平成25(2013)年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次報告書には、1880年から2012年までの世界平均地上気温は0.85℃上昇しており、地球温暖化は「疑う余地がない」ということが示されています。



(出典：気象庁HP)

### 年平均気温の変化

### イ. プラスチックごみ等による海洋汚染

不法投棄等のマナー違反により、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質による地球規模の汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

※プラスチックごみによる汚染は琵琶湖でも同様で、令和元年に実施された湖底ごみの調査では、プラスチックごみの割合は体積比で74.5%となっており、湖底ごみにプラスチックごみが多いことが明らかになっています。



琵琶湖のプラスチックごみ実態把握調査の様子 (出典：滋賀県提供)

### (3)これからより深刻化すると予測される課題

#### ア. 市域における高齢化の進展と人口減少による環境への影響

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、草津市においては、総人口は、令和 17 (2035) 年ごろまでは微増するものの令和 22 (2040) 年ごろに減少局面に入ると予測されています。年齢構成では、今後、高齢化率が上昇し、令和 32 (2050) 年には 30%に達すると予測されています。

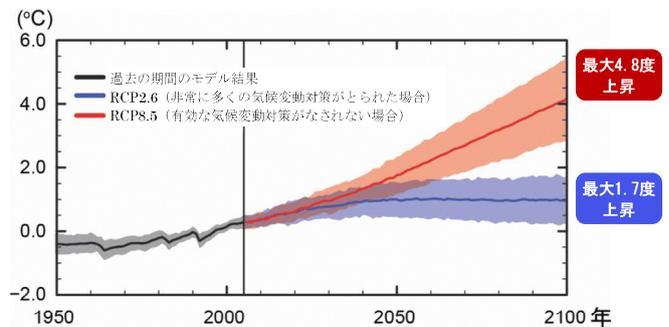
人口減少は、環境面にも影響を与えるおそれがあります。例えば、年少人口や生産年齢人口の減少は農業や漁業の担い手不足を招き、それに伴い農地や漁場の適切な管理が困難となり、農業・漁業活動によって支えられてきた豊かな生態系に影響を与えます。

社会面では、空き家や空き店舗が増加し、それに伴って処理責任が不明確な廃棄物が発生することなどが懸念されます。

#### イ. 地球規模でより深刻となる気温上昇

地球温暖化への有効な対策がなされず二酸化炭素の排出が続けば、今世紀末までに気温が最大約 4.8 度上昇すると予測されています。

特に北半球の極地など、地域によっては 10 度を超える上昇が起こる可能性があります。



(出典：IPCC 第 5 次評価報告書)

地球温暖化は、気象災害の発生、健康への影響、生態系や食料等への影響など様々な分野で影響をもたらします。また、気温や降水量が変わることで、感染症を媒介する動物が増えたり、分布が広がったりする可能性もあります。



#### (4)生活様式の変化

令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症の日本での拡大を受けて、政府では、感染拡大防止のために、「新しい生活様式」が推奨されるようになり、テレワークやオンライン会議、時差出勤の推奨による働き方の変化、通信販売による購買や1人または少人数での買い物行動の推奨による日常生活の変化、対人距離をとることの推奨による余暇時間の変化など、市民の生活様式に大きな変化が生じることが予測されます。

感染症対策として物理的距離を保ちながら、環境活動を含めた新しい形でのコミュニティ活動の重要性が高まると考えられるとともに、新しい在り方を模索する必要があります。

#### コラム 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

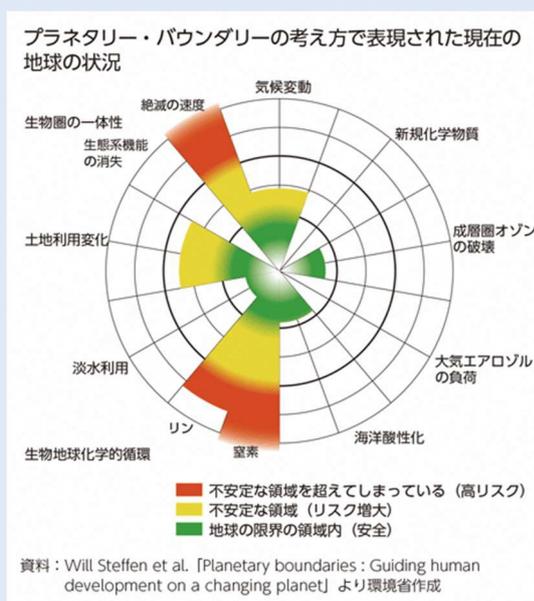
人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の一つに、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という考え方があります。

地球の限界は、人間が地球システムの機能に9種類の変化を引き起こしているという考えに基づいています。（右図）

この9種類の変化が、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば、人間社会は発展しますが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化を引き起こされます。

生物地球化学的循環、生物圏の一体性、土地利用変化、気候変動については、人間が地球に与えている影響とそれに伴うリスクが既に顕在化しており、人間が安全に活動できる範囲を越えるレベルに達していると分析されています。

（出典：環境省 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）



## 5. 国際的な動き

### (1) パリ協定

温室効果ガスの累積排出量が気候変動の原因となること、また、気候変動による深刻な被害（自然災害等）が発生することを回避するため、今世紀中の脱炭素化が必要であるとされ、平成27（2015）年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組を定めたパリ協定が採択され、平成28（2016）年11月4日に発効しました。

パリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目的としており、温室効果ガスの削減と、適応能力の拡充を目標としています。

### (2) SDGs (Sustainable Development Goals)

平成27（2015）年9月に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

これは、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標として、17の目標とそれに付随する169のターゲットから構成されており、「環境・経済・社会」の3つの側面を統合的に解決する考え方を謳っており、先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたり持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組むことが必要であるとされています。

SDGsでは気候変動をはじめ、環境に関する項目が多く含まれており、本計画の施策を推進していくことでSDGsの理念に沿った取組となるものです。



## 6. 国の環境政策

### (1) 第五次環境基本計画

平成30(2018)年4月に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を活用しながら、環境の課題、経済の課題、社会の課題を「同時解決」して将来にわたって質の高い生活をもたらすことを目指しています。

また、公害を克服した歴史や優れた環境技術、「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を踏まえ、目指すべき社会の姿として、地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、「世界の範となる日本」の確立や、地域の特性に応じて資源を補完して支え合う持続可能な循環共生型の社会(「地域循環共生圏」)を提唱しています。

※環境、経済、社会の課題として、それぞれ以下のような課題を例示しています。

- 【環境の課題】 温室効果ガスの大幅排出削減、資源の有効活用、  
森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害など
- 【経済の課題】 地域経済の疲弊、新興国との国際競争、技術革新への対応など
- 【社会の課題】 少子高齢化・人口減少、働き方改革、大規模災害への備えなど

## 7. 県の環境政策

県では、目標を令和12(2030)年とする長期ビジョンとして、県が持続可能に発展するための道筋や施策等を示す「持続可能な滋賀社会ビジョン」を平成20(2008)年3月に策定していることに加え、「第五次滋賀県環境総合計画」を平成31(2019)年3月に策定しています。

「第五次滋賀県環境総合計画」では、計画の目標を「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」として定めて、分野をまたいだより一層の連携によって、施策・取組の相乗効果を高めて課題の同時解決につなげることを目指しています。



## 第4章 めざす環境像と基本方針

### 1. めざす環境像

本市では、草津市環境基本条例の定める基本理念を踏まえて、草津市が目指す環境像を次の通り掲げ、環境分野の取組の側面から経済・社会の課題についても取り組み、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進めていきます。

めざす  
環境像

人とひと 人と自然が織りなす  
琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ

#### くさつ環境文化

第2次までの計画期間を通じて紡がれた多様な環境文化の糸が、協働を基軸としたまちづくりが進む中で縦横に編み織られて彩りを成し、“くさつ環境文化”としての輝きを見せています。“くさつ環境文化”は、琵琶湖に見守られたこの地でこそ生まれる固有の光彩・優れた価値です。

#### 草津市環境基本条例第3条基本理念

第3条 健全で快適な環境の確保は、何よりも優先して、次の基本理念により推進するものとする。

- (1) 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和、共生を図るために、自然環境を保全し、創造を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる地域環境文化を育て、環境保全型社会の実現を目指すこと。
- (2) 環境を構成する大地、大気、水その他のものの資源としての重要性と有限性を認識し、現在の市民から将来の市民へ継承されるよう、社会経済活動を通じて、省資源、省エネルギーの徹底、リサイクルの促進、効率化を図ることにより、循環型社会を構築すること。
- (3) すべての市民が健全で、快適な環境を享受することができるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、環境保全にかかわる活動に参加し、ともにその実現を図ること。
- (4) 心の豊かさを高める市民文化を創造し、および発展させるために、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、歴史的環境、文化的遺産等の保全を図ること。
- (5) 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で、極めて重要であることから、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、地球環境の保全に貢献すること。

## (1) 私たちが第3次草津市環境基本計画を進めていくための基本的な考え方

私たちは、直面する環境課題と、これからより深刻化すると予測される環境課題に対して、第2次草津市環境基本計画からの施策を継続して取り組むとともに、環境に経済・社会とのつながりの観点を加え、(1)環境・経済・社会の統合的な向上、(2)持続可能な地域資源の活用、(3)多様な主体との協働の3点を柱として取り組んでいきます。

### < 計画策定のポイント >

#### (1) 環境・経済・社会の統合的な向上

- 環境施策の多面的な広がりや繋がりを推進することで、環境・経済・社会課題を同時解決させ、統合的な向上を目指していきます。

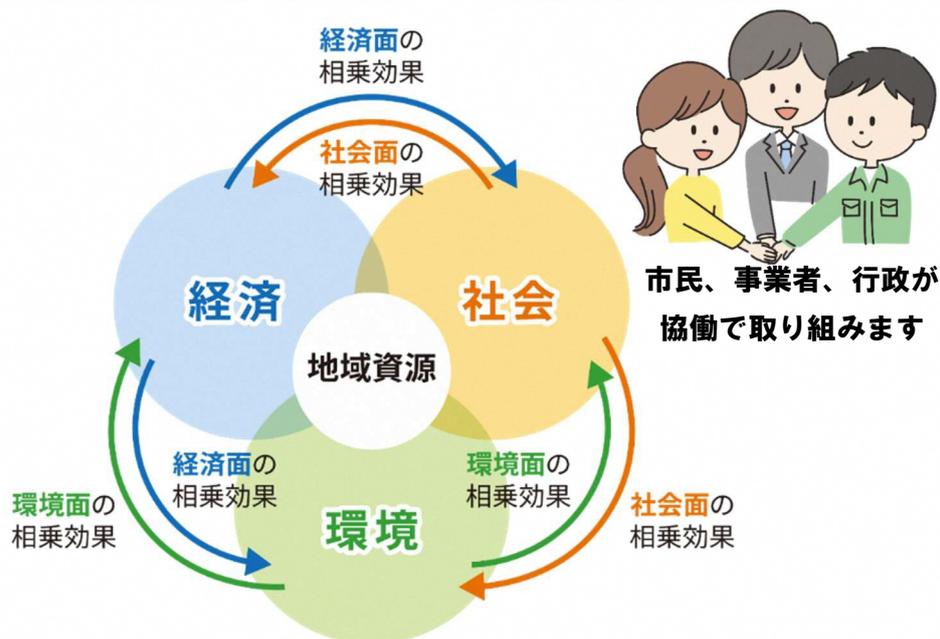
#### (2) 持続可能な地域資源の活用

- 今ある自然、産業、歴史、文化、食、エネルギーなどの地域資源を活用、保全し、未来へ引き継ぎます。

#### (3) 多様な主体との協働

- 市民・事業者・行政など、すべての行動主体の行いが交わる中で「環境文化」を紡ぎ出し、醸成していきます。

持続可能な社会の実現 = 環境文化の醸成



## 2. 基本方針

草津市では、「めざす環境像」の実現を以下の6つの基本方針のもとで図っていきます。基本方針は、市域の現状や2次計画の課題等を踏まえ、設定しております。



### 1 環境について学び行動できる地域社会づくり

生涯を通じて誰もが環境について豊かに学び行動できる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”を伝えていきます。



ヨシ狩り



### 2 気候変動への対策(緩和と適応)

地球温暖化対策についての市民の理解の促進、まちや暮らしにおける環境配慮、省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの利用を図りながら、脱炭素社会への転換を進めていくとともに、気候変動の影響に備える適応策を推進します。



(出典：環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト)



### 3 資源循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制・資源の再利用・資源化・適正処理に努めて、資源循環型社会の構築を図っていきます。





## 4 自然とともに生活する環境づくり

市民が自然とふれあうための活動を推進し、自然とともに生活する環境をつくっていきます。



春の自然体験



## 5 健全な生活環境の保全

事業所等への適切な指導や啓発を通じて、環境汚染等の未然防止に努めます。また、市民からの生活環境に関する相談を通し、市民・事業所等が環境負荷の低減を図るよう推進します。



狼川の様子



## 6 うるおい豊かな快適環境づくり

公園・緑地の整備や歴史文化資源の保全と活用および良好な景観の創出を目指し、市民・事業者と協働でまちに“うるおい”をつくっていきます。



ガーデニングの様子

### 3. 環境づくり行動の原則「協働」

環境づくり行動は、これまでと同様に草津市の地域特性を生かしつつ、市民・地域、事業者、行政がそれぞれに担う役割を果たし、互いに連携・協力・交流する「協働」を原則とします。

それぞれの主体は、現在目の前にある環境問題に取り組んでいくとともに、将来予測される課題にも目を向け、次の世代により良い環境を引き継ぐための取組を心がけていきます。

また、本計画で取り組んでいく、環境・経済・社会の統合的な向上のためには、これまで以上に様々な場面での協働を進めていくことが大切です。



地域の方とお芋畑のお手入れ



葉山川学習の活動の様子



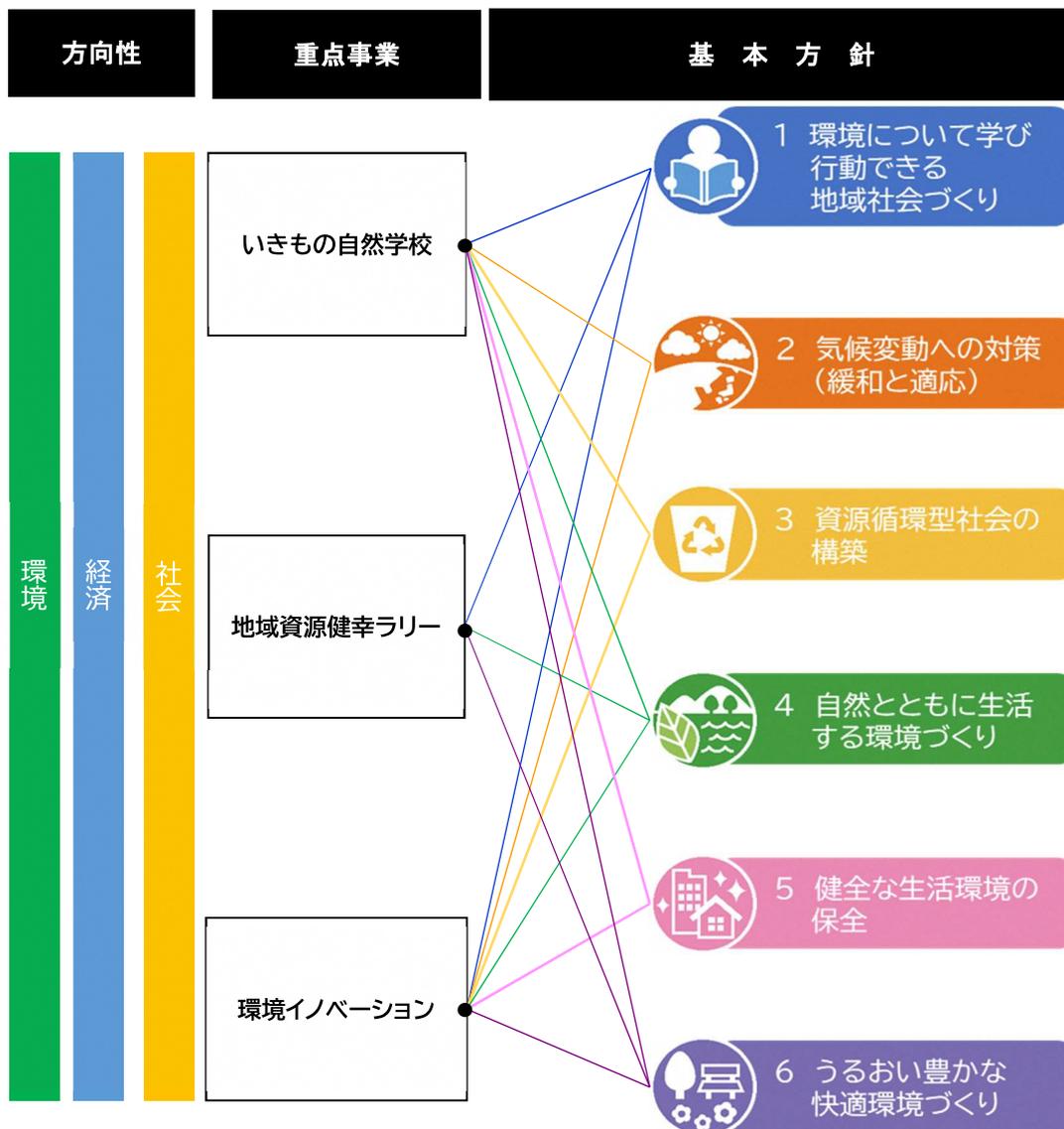
地域の協力者や有識者を交えた会議の様子

## 第5章 環境文化を高める取組

### 1. 重点事業

重点事業とは、くさつ環境文化をより根付かせるための取組として、草津市環境基本計画の各基本方針をけん引し、かつ、横断的に進めていくものです。

第2次草津市環境基本計画では、市域全体をエコミュージアムの地域として位置付け、「エコミュージアムの展開」を進めてきました。第3次計画では、第2次計画の内容を踏まえ、さらに環境・経済・社会とのつながりの観点を加え、環境に関心のある一部の方が関わる取組みだけでなく、誰もが楽しく、また関心のもてるものとし、以下の3つの重点事業を設定しました。



重点事業1

いきもの自然学校

<p>施策概要</p>	<p>「いきもの自然学校」とは、自然と人のふれあいや自然観察等、世代や立場を問わない環境学習の場やメニューの提供等、既存の施設や仕組みを使いながら、総合的な環境が学べる研究・教育を推進するモデル地域を設定するものです。</p> <p>「いきもの自然学校」において、環境の保護や保全について、市民一人ひとりが率先した行動を推進するため、学校・事業者・団体内で推進に関わる人材の育成を図ります。</p> <p>また、バイオリージョン（生命地域主義）※の場として、身近な自然に触れることで、その自然の恵みを楽しみ、市民の心と体の健康を育むとともに、人生100年時代を見据え、あらゆる世代の方々が講師としての参画や農業体験等を通じて、生きがいを感じられる取組を推進します。</p> <p>※気候・風土・生態系が一体化している地域を生活圏とし、その土地に愛着をもつ人びとによって、自然環境の保全、地域の歴史・伝統の知恵を維持・発展させ、生活文化を創造していく社会をつくらうとする考え方</p>
<p>内容</p>	<p><b>【各主体の役割】</b></p>
<p>&lt;準備&gt;</p>	<p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル地域の構想             <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地域内の活用施設や場所の整理</li> <li>・モデル地域内での環境学習メニューの開発</li> </ul> </li> </ul> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル地域の選定</li> </ul> <p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル地域内の関係・協力者との環境学習を実施する上での調整</li> </ul>
<p>&lt;展開&gt;</p>	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いきもの自然コーディネーター※の育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・地域、事業者向けのセミナー等の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いきもの自然コーディネーターになるため、セミナー等の参加</li> <li>○いきもの自然コーディネーターがモデル地域内で環境学習の実施例)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会（いきもの分布図の作成、草津の自然のふれあい体験）</li> <li>・農業体験や琵琶湖等での体験型イベント</li> <li>・農業体験で収穫した野菜を利用したエコクッキング</li> <li>・子育て支援（五感を使った野遊び（自然・景色・文化・食））</li> </ul> </li> <li>○あらゆる世代の方々の生きがいの創出             <ul style="list-style-type: none"> <li>・“農業”や“園芸”を通じた交流と仲間づくり</li> <li>・環境学習への参加から環境行動への参画（環境保全活動の実施）</li> <li>・高齢者や生産者等の経験や知識の活用</li> </ul> </li> </ul> <p>※自然と人との「仲介」となって自然解説するとともに、物事が円滑に行われるように全体の調整や進行を担当する者</p>
<p>スケジュール</p>	<p>R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14</p> <p>準備 → 展開 → モデル地域 A</p> <p>準備 → 展開 → モデル地域 B</p>

## 重点事業2

### 地域資源健幸ラリー

<p>施策概要</p>	<p>「地域資源健幸ラリー」とは、市内に点在する地域資源（自然、歴史文化、食、産業等）につながりを持たせ、巡り歩きながら、自然と人との関わりについて学び体感し、環境保全の意識の向上および地域資源の維持管理や継承の行動につなげるとともに、誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせる「健幸都市くさつ」を推進するものです。</p>
<p>内容</p>	<p><b>【各主体の役割】</b></p>
<p>&lt;準備&gt;</p>	<p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域の地域資源の情報収集             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認</li> <li>・地域資源のヒアリング調査（地域資源を活用した行事や風習）</li> </ul> </li> <li>○モデルコースの企画立案             <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデルコースの構想</li> </ul> </li> <li>○事業の関係者との調整             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツアーやワークショップ等事業の立案</li> </ul> </li> </ul>
<p>&lt;展開&gt;</p>	<p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然健幸ウォーキング・サイクリングツアーの実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地区や歴史・文化、草津川跡地、河川、琵琶湖湖岸等をめぐるツアーの実施</li> </ul> </li> <li>例) ツアーの内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季折々の自然の様子や生きものを観察</li> <li>・マルシェ等での草津産野菜の販売・購入</li> <li>・地域資源の発見フォトコンテストの参加</li> </ul> </li> <li>○沿線の美化・緑化活動（沿線のクリーン作戦・ガーデニング等）</li> <li>○ツアー情報の発信</li> </ul> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源フォトコンテストの実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の変遷の把握</li> <li>・データ情報を地域の方へ提供</li> </ul> </li> </ul> <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源の維持管理と継承</li> </ul>
<p>スケジュール</p>	<p>R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14</p> <p>準備 展開 準備 展開 準備 展開 準備 展開 準備 展開 準備 展開</p> <p>※2年毎におおよそ2箇所、計14箇所の「地域資源健幸ラリー」のモデルコースを設定・展開を行う</p>

重点事業3

環境イノベーション

<p>施策概要</p>	<p>「環境イノベーション」とは、市内の中小事業者等が他者との連携と協力の下で、業務・家庭、その他領域における*環境配慮型製品やサービス等の開発・確立を目指し、事業関係者の環境意識の向上および地域の環境課題の解決を図る事業です。</p> <p>環境配慮型製品やサービス等を開発・導入しようとする中小事業者等が、その研究や開発に当たって不足する知恵・技術の習得や、実証実験場所を確保するため、それらを有する事業者等を募集し、連携・協力をを行いながら、環境イノベーションの創造を図ります。</p> <p>また、確立した環境配慮型製品やサービス等が、認知され活用されるよう広報活動を行います。</p> <p>*環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品やサービス</p>
<p>内容</p>	<p><b>【各主体の役割】</b></p>
<p>&lt;準備&gt;</p>	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者等のマッチング（引き合せ）制度の設計</li> <li>○技術開発に関連するセミナーおよび事業所等の見学会の実施</li> </ul> <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術開発に関連するセミナーおよび事業所等の見学会の参加</li> <li>○市内の他事業者等へ支援・協力を求める市内事業者等の募集</li> <li>○事業所等マッチング制度の応募</li> </ul> <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術や実証実験場所の提供</li> </ul>
<p>&lt;展開&gt;</p>	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応募された事業所等が所望する技術や、実証実験場所を有する個人や事業所等をマッチング</li> </ul> <p>(事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境配慮型製品やサービス等の開発・導入</li> <li>○創造した環境技術等をエコプロダクツ展（国内最大の展示会）等へ出展</li> </ul> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○創造された環境技術等の出展支援</li> </ul> <p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○創造した環境技術等の利用</li> <li>○創造した環境技術等の環境技術の情報発信             <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP や広報での周知</li> <li>・特定工場に対する周知</li> <li>・情報誌の発行</li> <li>・各イベント等での周知</li> </ul> </li> </ul>
<p>スケジュール</p>	<p>R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14</p> <p>準備 → 展開</p>

## 2. 施策の体系

6つの基本方針に基づき、以下の取り組みの展開を図っていきます。



### 3. 基本方針ごとの施策



#### 1 環境について学び行動できる地域社会づくり



草津市では、持続可能な地域社会の実現に向けた環境学習の展開を総合的に進めています。

環境学習の目的や意義について市民共通の認識をつくりながら、家庭・学校・職場など様々な場面で、生涯を通じて誰もが環境について学び行動できる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”を伝えていきます。

#### 達成目標

##### 達成目標

	R2	R8	R14
環境学習および活動の企画・実施サポート件数（件）	〇〇件（実績）	240件	300件

##### 達成目標

	R2	R8	R14
こども環境会議参加団体数	〇〇団体（実績）	78団体	90団体

## 施 策

### ① 環境学習・環境意識が深まる情報の提供

- 市民一人ひとりが環境について「自分ごと」として捉えられるよう、環境に関する情報発信を行います。

〈取組事例〉

- 環境学習に関する情報、環境に係る市民生活や行動に関する情報の発信
  - ・ 市内の環境学習に関する情報発信
  - ・ 国内外の情報など、環境保全活動等の参考となるような環境情報の提供
  - ・ ホームページや SNS を通じた、環境保全活動に関する事例の紹介
  - ・ 環境活動に取り組む団体等の情報提供
  - ・ 環境白書「くさつの環境」の充実と活用
  - ・ 環境に係る基礎情報の継続的な調査と把握 等
- 環境への意識を高める場や機会の提供
  - ・ 環境イベント、フォーラム、展示会等の開催
  - ・ パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成 等

## ② 学びを行動につなげる環境学習の推進

- 市域の地域資源を生かした取組を展開し、子どもから大人まであらゆる世代が互いに学びあい行動の輪を拡げていけるよう、環境学習の充実を行います。
- 草津市の環境に係る調査研究を環境学習において活用するとともに、学びが行動に結びつくよう取組を進めます。

〈取組事例〉

- 環境学習機会の提供
  - 里山、湖岸、自然公園などの環境学習の場としての活用
  - 市民、事業者等連携した環境学習の充実 等
- 学びを行動につなげる環境教育・学習の内容の充実
  - 幼児期からの環境教育の充実
  - 学校教育における環境教育の充実
  - 地域資源を生かした環境学習の充実
  - 社会教育における環境学習・教育の推進
  - 環境学習等の貸出教材の充実 等

## ③ 環境活動の支援・人づくり

- 環境のために行動する人づくりを進め、多様な主体による環境行動活動を支援するとともに、各主体が「交流」「連携」「協力」し、相乗効果をもたらすよう取組を進めます。

〈取組事例〉

- 多様な主体の環境活動の支援の充実
  - 多様な主体のネットワークづくり 等
- リーダー、コーディネーターの支援や市民、団体、事業者への協力、支援
  - 環境学習を推進するリーダーおよびコーディネーター等の支援
  - 環境学習を行う団体および環境活動団体等への協力、支援
  - 事業所等における環境学習の協力、支援 等

## 各主体の役割

### 市民・地域

- 日頃から環境に興味、関心を持つことを心がけます。特に大人は子どもの模範となるように率先して行動します。
- 様々な環境学習、啓発イベント等に主体的に参加し、学んだことを日々の生活に生かしていきます。
- 地域資源を生かした多様な環境学習活動を進めます。

### 事業者

- 事業所内において、環境づくりについての啓発を進め、従業員の家庭においても率先して取り組みます。
- 地域の環境を大切にするため地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。
- 行政が取り組む環境学習に、積極的に協力します。

### 行政

- 市民、事業者、団体等との連携を加速させ、環境学習の充実を図ります。
- 市民、事業者、団体等の交流の機会を提供します。